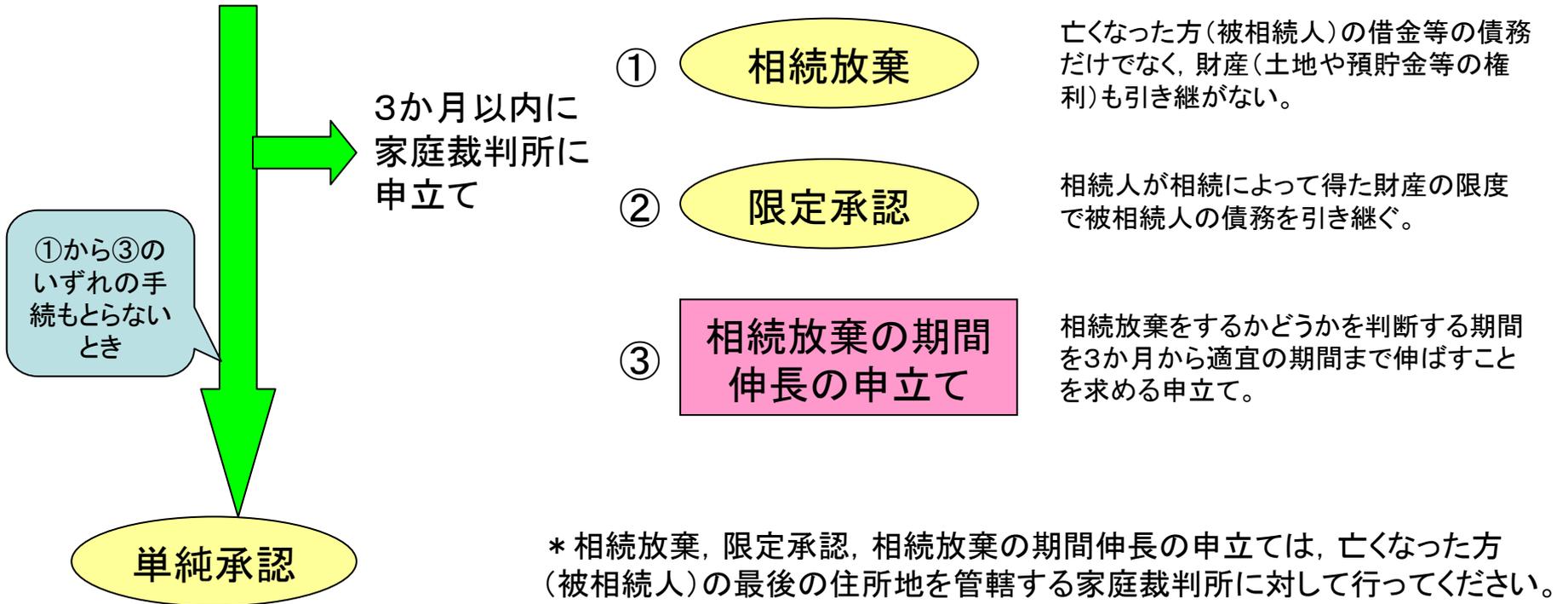


# 相続放棄を考えている方へ(相続放棄等の申立期限が迫っている方がいます)

「自己のために相続の開始があったことを知ったとき」から3か月以内に①相続放棄又は②限定承認の手続きをとらないと、被相続人の一切の財産(債務を含む)を引き継ぐ(単純承認)ことになります。

「自己のために相続の開始があったことを知ったとき」



亡くなった方(被相続人)の借金等の債務だけでなく、財産(土地や預貯金等の権利)も引き継がない。

相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐ。

相続放棄をするかどうかを判断する期間を3か月から適宜の期間まで伸ばすことを求める申立て。

被相続人の一切の財産を引き継ぐ。  
すなわち、被相続人の土地や預貯金などの財産だけでなく、借金等の債務も引き継ぐ。

\* 相続放棄, 限定承認, 相続放棄の期間伸長の申立ては, 亡くなった方(被相続人)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行ってください。  
\* 申立ては, 郵送でも可能です。

\* 相続について, もっと知りたい方は, 法テラス・サポートダイヤルへ  
0570-078374 (PHS/IP電話からは03-6745-5600)  
\* 申立て等の裁判所の手続きについて知りたい方は, 最寄りの家庭裁判所の家事手続案内へ